

農業者年金の加入推進について

1. 趣 旨

平成22年度からはじめた「農業者年金10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」に取り組み、昨年7月で新規加入者累計が10万人を達成しました。

広島県では、平成23年度の加入目標を、努力目標と位置付け57人としましたが22人となりました。(達成率は39%)

全国でこの3カ年計画を推進していく上で、広島県の3カ年目標(120人)は、必ず達成する必要があります。

そこで、これまでの加入実績を考慮しつつ、24年度目標が5人以上の農業委員会を重点農業委員会に指定し、フォローアップを図りながら新規加入者確保を図る。

(1) 新規加入者目標(単年度目標)

平成24年度全国目標 6,000人(3カ年合計18,000人)

平成24年度広島県目標 82人(3カ年合計 120人)

(2) 加入推進特別対策

①加入推進部長の設置

- ・ 地域の実情に合わせて設置。基本的に農業委員会会長に委嘱
- ・ 加入推進部長の活動手当は、一人当たり年額2万円
(年度末に加入推進部長の活動記録簿が必要)

②加入推進部長特別研修会

- ・ 加入推進部長及び女性農業委員を対象に広島市内で実施

③重点農業委員会への特別指導・助言

- ・ 農業会議は、「加入対象者の絞り込み」や「個別訪問」に対して積極的に支援
- ・ 重点農業委員会は、加入推進部長をはじめ農業委員の資質向上を図るため研修会を開催

農業者年金10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画と
平成24年度目標と平成22～23年度実績

平成24年5月29日

市 町 名	3カ年目標	平成23年度 努力目標	平成22年度加 入実績	平成23年度加 入実績	22、23年度実 績合計	目標と実績の 対比	重点農業委員 会	備 考
	①×3=B		④	⑤	④+⑤=A	B-A		
広島市	9	4	1	2	3	6	◎	
呉市	6				0	6	◎	
竹原市	3	2			0	3		
三原市	6	2	2	1	3	3		
尾道市	15	9		2	2	13	◎	
福山市	6	4		1	1	5	◎	
府中市	3	2			0	3		
三次市	9	4	2	3	5	4		
庄原市	12	6	2	6	8	4		
大竹市	3	2			0	3		
東広島市	9	3	2	1	3	6	◎	
廿日市市	3	1	1	1	2	1		
安芸高田市	6	3	1	1	2	4		
江田島市	3	1	1		1	2		
府中町	0	0			0	0		
海田町	0	0			0	0		
熊野町	3	2			0	3		
坂町	0	0			0	0		
安芸太田町	3	2			0	3		
北広島町	6	2	2	1	3	3		
大崎上島町	3	2		2	2	1		
世羅町	6	4		1	1	5	◎	
神石高原町	6	2	2		2	4		
広島県の計	120	57	16	22	38	82	6	

平成24年度における農業者年金加入推進の取組方針

I. 情勢と主な課題

- (1) 平成23年度においては、東日本大震災による被災の状況に配慮しつつ、「10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」（以下「新3カ年計画」という。）の着実な推進を図った。この結果、平成23年7月に加入者10万人（累計）を達成したものの、平成23年度の新規加入者数は、3,203人と年間6千人の目標には及ばなかった。
- (2) 平成23年度の新規加入の実績については、東日本大震災による被災の影響、農業委員の改選による加入推進の取組みの遅れ、さらには、農業を巡る環境の厳しさや先行きの不透明感の影響があると考えられるが、依然として、都道府県間の実績の格差、市町村間の実績の格差がみられ、引き続き、この格差の縮小に向けた取組みが必要である。
- (3) 平成23年度の新規加入者のうち政策支援加入者の割合は35%であるが、その4分の3（新規加入者の26%）は、認定農業者で青色申告者等と家族経営協定を締結している後継者・配偶者（区分3）である。また、全国の家族経営協定締結数は、平成20年の約4万1千から23年には4万9千と約2割増加している。こうした中で、家族経営協定を活用した後継者・配偶者の政策支援加入により新規加入者を確保している道県がみられる一方で、相当数の家族経営協定が存在するものの、これを活用した後継者・配偶者の政策支援加入がほとんどない県、あるいは十分ではない県がみられる。
こうした状況を踏まえ、保険料負担の軽減を図り新規加入を促進する観点から、これまで以上に、後継者・配偶者に対し家族経営協定締結を活用した政策支援加入を働きかけることが重要となっている。
- (4) 農業経営において重要な役割を果たしている女性農業者（60歳未満の基幹的農業従事者527千人のうちの44%）については、被保険者に占める割合が徐々に増加しているものの、なお14%に留まっている。これを踏まえ、女性農業委員の加入推進特別研修会への参加等により女性農業者の加入推進に取り組んできているが、新規加入者に占める女性の割合は3割前後で推移しており、引き続き、女性農業者に働きかけていくことが重要である。
- (5) 平成24年度からは、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る「新規就農対策」が実施されることから、当該対策により経営を開始する新規就農者への働きかけに取り組んでいく必要がある。
- (6) 平成23年度の加入推進の取組みについては、農業委員の改選があったこと等か

ら、加入推進特別研修会の開催時期が遅れ、加入推進部長等による加入推進活動の取組みも遅れがちとなった。24年度においては、できる限り前倒して加入推進特別研修会を開催する等、年度の早い段階から加入推進活動に取り組む必要がある。また、より効率的・効果的に加入推進を進めるため、加入推進特別研修会の実施方法の見直し、新規加入に結びつく加入届け作成の支援対策等の工夫が必要である。

- (7) 新3カ年計画は平成24年度をもって終了するが、農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定・福祉の向上を図るという重要な制度であり、任意加入制ではあるが加入資格のある農業者全員の加入を目指すという考え方で取り組む必要がある。これを踏まえ、新3カ年計画の実績と取組みについて点検・総括を行った上で、ブロック会議の場等を活用し全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会（以下「全国段階の業務受託機関」という。）、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県段階の業務受託機関」という。）と意見交換を行い、平成24年12月末を目途に、平成25年度以降の加入推進の目標・取組みに関する新たな計画を策定することが必要となっている。

Ⅱ. 平成24年度における加入推進の基本方針、重点取組事項及び重点対策

1. 加入推進の基本方針

以上のような情勢と主な課題を踏まえ、新3カ年計画の最終年度である平成24年度においては、引き続き、東日本大震災による被災に配慮しつつ、年間6千人の新規加入を目標に、関係機関・団体が一丸となり、加入資格がありながら制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者の解消に向けて取り組むこととする。加入推進の取組みにおいては、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動に取り組む観点から、認定農業者や家族経営協定締結者、加入率の低い女性農業者に対し積極的に働きかけを行うとともに、家族経営協定を活用した後継者・配偶者の政策支援加入、新たに実施される新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけに取り組むこととする。

2. 加入推進の重点取組事項

上記の加入推進の基本方針を踏まえ、農業委員会及び農業協同組合（以下「市町村段階の業務受託機関」という。）、都道府県段階の業務受託機関、農業者年金基金等関係機関・団体は、加入推進に関する以下の取組みを重点取組事項として取り組むこととする。

- (1) 保険料負担の軽減を図り新規加入を促進するための政策支援加入の一層の推進
ア. 認定農業者で青色申告者である農業者の政策支援加入の推進

認定農業者の会合、簿記講習会等を活用した加入の働きかけ等により、認定農業者・青色申告者の政策支援加入を推進する。

- イ. 家族経営協定締を一層活用した政策支援加入の推進

市町村段階及び都道府県段階の業務受託機関は、市町村及び都道府県の家族経営協定担当部局に積極的に働きかけ、市町村段階の研修会や加入推進特別研修会における講師の依頼、家族経営協定の締結時を活用した制度説明等により、家族経営協定を活用した後継者・配偶者の政策支援加入を推進する。

(2) 農業経営の重要な担い手である女性農業者への積極的な働きかけ

農業経営の重要な担い手であるにもかかわらず加入率の低い女性農業者の老後生活の安定を図るため、女性農業者が集う会等を活用した制度説明等により、女性農業者へ積極的に働きかける。

(3) 公的年金が国民年金のみで上乗せ年金がない農業者の解消に向けた働きかけ

60歳までの加入期間が短くても、保険料は月額最高6万7千円まで選択でき、国民年金に一定の年金額を上乗せできることを説明する等により、公的年金が国民年金のみで上乗せ年金がない農業者の解消に向けて高年齢層にも幅広く働きかける。

(4) 新たに実施される新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

市町村段階の業務受託機関は、市町村の新規就農対策「新規就農総合支援事業」担当部局に働きかけ、独立・自営就農に向けて「青年就農給付金（経営開始型）」、「青年就農給付金（準備型）」の給付を受ける新規就農者を把握し、経営状況を見極めつつ、当該新規就農者へ働きかける。

3. 加入推進の重点対策

上記の加入推進の基本方針及び重点取組事項を踏まえ、効率的・効果的に加入推進を進めるため、市町村段階及び都道府県段階の業務受託機関、基金は、加入推進に関する以下の重点対策を実施することとする。

(1) 平成24年度加入推進特別対策の前倒しの実施等

新規加入の着実な推進を図るためには、都道府県段階の業務受託機関による指導的役割の発揮等が特に強く求められることを踏まえ、従前の対策の内容を一部見直した上で、「平成24年度加入推進特別対策」（以下「特別対策」という。）を前倒しで実施する（別途要領を策定）。

(2) 実績の格差の解消に向けた特別重点都府県の指定と巡回意見交換会等の実施

新規加入者の目標達成率（実績）の都道府県間格差（市町村間格差）の解消に向け、基金は、特別対策の一環として、平成23年度の超過達成を除いた都府県の平均目標達成率34.8%未満の都府県を特別重点都府県として指定し、当該都府県の特別重点市町村等における巡回意見交換会等の特別活動を実施する。

(3) 加入推進の効果が期待できる研修会・各種会議等の開催予定の把握と基金の役職

員の派遣等

年度当初に、基金は、都道府県段階の業務受託機関から報告を求め、基金の役職員が制度説明を行うことにより加入推進の効果が期待できる研修会・各種会議等の開催予定について把握し、役職員の派遣等を行う。

（４）新規加入に結びつけるための加入届け作成の支援対策の実施

加入推進においては、加入届けの作成の煩わしさが、円滑な新規加入を阻害する一因となっていることを踏まえ、新たに、電子情報提供システムを利用している市町村段階の業務受託機関は、加入届けの作成を支援（申込書入力等）し新規加入に結びつけるための加入届け作成支援対策を積極的に実施する（実績に応じ、従来の新規加入者数割手数料に上乗せして交付）。

Ⅲ. 各段階における取組み

１. 各段階における具体的な取組み

（１）市町村段階の取組み

市町村段階の業務受託機関は、以下の取組みを行う。

ア. 「平成２４年度加入推進活動計画」（様式例１参照）の策定、実施

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、それぞれが下記の内容を盛り込んだ「平成２４年度加入推進活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定し、同計画を確実に実施する。

- ① 本年度の加入目標及び加入の働きかけを行う目標人数
- ② 農業委員、農業委員会事務局職員、農業協同組合役職員、農業者年金加入者・受給者組織（以下「年金協議会」という。）役員等による地区別加入推進班の見直し整備（女性農業委員については特に積極的に登用する。）
- ③ 加入対象者名簿の更新・整備の徹底。名簿の更新に当たっては、独立・自営就農に向けて「青年就農給付金（経営開始型）」、「青年就農給付金（準備型）」の給付を受ける新規就農者を把握する。
- ④ 加入推進強化月間の設定
- ⑤ 地区別加入推進班による戸別訪問の実施
- ⑥ 農業委員、農業協同組合役員、年金協議会役員等を対象とする研修会の開催。当該研修会においては、家族経営協定の活用のため、市町村の家族経営協定担当者等を講師として依頼する等工夫する。
- ⑦ 認定農業者の会合、家族経営協定の締結・更新時等を活用した認定農業者、経営に参画する家族経営協定者等への加入の働きかけ
- ⑧ 経営移譲・経営継承に関する説明会その他農業者の会合、農業協同組合の青年部及び女性組織、簿記講習会等を活用した加入の働きかけ
- ⑨ 市町村の広報誌、ＪＡだよりその他関係機関・団体が発行している広報媒体によるＰＲ
- ⑩ 市町村国民年金窓口でのＰＲ（農業者年金のチラシ設置）等の連携

イ。「対策会議」による活動計画の進捗状況の管理・検証等

農業委員会、農業協同組合、年金協議会等関係機関による「対策会議」を開催し、活動計画の検討、四半期ごとの活動計画の進捗状況の管理・検証、農業委員会総会及び農業協同組合役員会での報告を行う。

ウ。加入推進部長による加入推進活動への助言・指導等

特別対策に基づき、地区別加入推進班のリーダーとして設置される加入推進部長は、活動計画の策定に当たっての助言・協力を行うとともに、担当地区内における、①加入推進対象者の把握と絞り込み、②認定農業者や女性農業者の参加する各種会合での働きかけ、③地区別加入推進班による戸別訪問の実施等について、指導的な活動を行う。

エ。新規加入に結びつけるための加入届け作成の支援対策の実施

電子情報提供システムを利用している市町村段階の業務受託機関は、加入を希望する農業者が窓口を訪問した際に、電子情報提供システムを活用し、名前を除き、本人に代行して加入届けの入力を行うとともに、国民年金の特例付加年金の加入届けを用意する加入届け作成支援対策を積極的に実施する。

(2) 都道府県段階の業務受託機関の取組み

都道府県段階の業務受託機関は、以下の取組みを行う。また、平成23年度に設定した地域（市町村・農業協同組合）別数値目標について、これを修正する場合は、各都道府県段階の業務受託機関は連携の上、管内の市町村段階の業務受託機関との調整を経て修正し、平成24年5月末日までに基金に報告する。

ア。「平成24年度加入推進活動計画」の策定、実施

都道府県段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、それぞれが下記の内容を盛り込んだ「平成24年度加入推進活動計画」を策定し、当該計画を確実に実施する。

- ① 市町村段階の業務受託機関に対し「平成24年度農業者年金の加入推進の取組方針」等の趣旨の徹底、進捗状況の点検等のための「担当者会議」の開催
- ② 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする研修会の開催
- ③ 市町村段階の業務受託機関の取組の点検・助言、巡回指導その他要請活動
- ④ 加入推進部長、農業委員、認定農業者、家族経営協定締結者等を対象とする研修会の開催
- ⑤ 各種広報媒体を活用したPR
- ⑥ 都道府県段階の関係機関・団体に対する協力要請及び周知の活動

イ。特別対策の計画策定と実施

都道府県段階の業務受託機関は、相互に連携を図り、特別対策の計画を策定

し、当該計画を確実に実施する。

ウ. 顕著な加入推進活動を行っている市町村段階の業務受託機関の推薦

都道府県段階の業務受託機関は、顕著な加入推進活動を行っている市町村段階の業務受託機関を選定し、基金が当該業務受託機関を顕彰するための推薦を行う。

エ. ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供、取りまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策の取りまとめ、加入推進に関する「対策会議」を開催する。

オ. 加入推進に取り組む人に対する謝金等の支払いの促進

農業委員や農業協同組合の担当職員等の加入推進に取り組む人に対して謝金等を支払うことが加入推進に効果的と判断する市町村や農業協同組合に対して必要な要請や指導を行う。

(3) 基金

ア. 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関及び全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべき対策等について検討し対応する。特に、特別重点都府県については、当該都府県の業務受託機関が指定する特別重点市町村・農業協同組合を対象に、当該業務受託機関と協議の上、巡回意見交換会を実施する。

イ. 年度当初に、基金は、都道府県段階の業務受託機関から報告を求め、基金の役職員が制度説明を行うことにより加入推進の効果が期待できる研修会・各種会議等の開催予定について幅広く把握し、役職員の派遣を行う。また、年度を通じて、都道府県段階の業務受託機関や市町村段階の業務受託機関が実施する各種研修会等への役職員の派遣を行う。

ウ. 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、制度の普及に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組みを行う組織・団体との連携の強化を図る。また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年部・女性組織等の大会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

工. 特別対策の実施

基金は、特別対策を実施するための経費を負担し、また、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該特別対策に対する支援・協力を行う。

オ. 顕著な加入推進活動を行っている市町村段階の業務受託機関の顕彰及び優良事例としての周知

カ. 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布

キ. 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

- ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者及び総合指導員会議」を開催し、「平成24年度農業者年金の加入推進の取組方針」の周知・徹底、意見交換を行う。
- ② 都道府県段階の業務受託機関の新任の担当者及び総合指導員を対象とする「新任研修会」を開催する。
- ③ 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
- ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

2. 加入推進活動の報告・点検等

（1）市町村段階の業務受託機関

① 「加入対象者名簿」の整備の徹底と登載者数の報告

市町村段階の業務受託機関は、最新の情報に基づき、「加入対象者名簿」（様式例2参照）の整備を徹底して行い、当該名簿の登載者数を「加入対象者名簿登載者数報告書」（様式例3参照）により平成25年3月末までに都道府県段階の業務受託機関に報告する。

② 市町村段階の業務受託機関における加入推進記録簿の整理

市町村段階の業務受託機関は、今後の加入推進につなげるため、加入の有無にかかわらず、実施した戸別訪問等の加入推進活動結果を「加入推進記録簿」（様式例4参照）に整理する。

（2）都道府県段階の業務受託機関

都道府県段階の業務受託機関は、（1）－①による市町村段階の業務受託機関からの報告に基づき、「加入対象者名簿登載者数報告書取りまとめ表」（様式例5参照）を作成し、平成25年4月15日までに基金に報告する。

様式例 1

平成 24 年度加入推進活動計画（例）

_____ 農業委員会（J A）

1 今年度の加入目標人数

2 加入対象として働きかけをする目標人数

3 地区別加入推進班の整備（全 4 班）

班設置数	推進員数	職 制 等
A 班	〇人	農業委員、農業委員会職員、J A 役員、J A 職員、年金協議会役員
B 班	〇人	女性農業委員、農業委員会職員、J A 役員、J A 職員
C 班	〇人	女性農業委員、農業委員会職員、J A 役員、J A 職員、年金協議会役員
D 班	〇人	農業委員、農業委員会職員、J A 役員、J A 職員、年金協議会役員

4 加入対象者名簿の整備

更新完了年月日	名簿登載人数
平成 24 年 4 月 27 日	〇〇人

5 加入推進強化月間の設定（各班共通）

設 定 月
平成 24 年 10 月 ～ 11 月 ・ 平成 25 年 1 月～ 2 月

6 戸別訪問の実施計画
（A 班）

時 期	訪問対象者数	訪問に携わる人数	具 体 的 内 容
平成 24 年 11 月	10 人	4 人	推進班による一斉訪問
平成 24 年 12 月	5 人	2 人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
平成 25 年 1 月	20 人	4 人	推進班による（2 回目の）一斉訪問
平成 25 年 2 月	10 人	2 人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
合 計	45 人	12 人	—

（注）合計は、当該欄を合計した人数（延べ人数）を記入して下さい。

(B班)

時 期	訪問対象 者数	訪問に携 わる人数	具 体 的 内 容
平成24年11月	15人	4人	推進班による一斉訪問
平成24年12月	8人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
平成25年2月	25人	4人	推進班による(2回目の)一斉訪問
平成25年2月	10人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
合 計	58人	12人	—

(注) 合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

(C班)

時 期	訪問対象 者数	訪問に携 わる人数	具 体 的 内 容
平成24年11月	10人	4人	推進班による一斉訪問
平成24年12月	5人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
平成25年2月	20人	4人	推進班による(2回目の)一斉訪問
平成25年2月	10人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
合 計	45人	12人	—

(注) 合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

(D班)

時 期	訪問対象 者数	訪問に携 わる人数	具 体 的 内 容
平成24年11月	8人	4人	推進班による一斉訪問
平成24年12月	3人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
平成25年2月	14人	4人	推進班による(2回目の)一斉訪問
平成25年2月	6人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
合 計	31人	12人	—

(注) 合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

7 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画

時 期	対象者数	具 体 的 内 容
平成 24 年 8 月	20 人	農業委員会と J A 合同による今年度活動計画打ち合わせ
平成 24 年 9 月	50 人	農業委員会総会での今年度活動計画の承認
平成 24 年 10 月	100 人	農業委員及び J A 役員合同の制度研修会
合 計	170 人	—

(注) 合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

8 加入対象者に対する説明会等の実施計画

時 期	対象者	対象者数	具 体 的 内 容
平成 24 年 9 月	認定農業者	50 人	認定農業者意見交換会に合わせて年金制度について説明
平成 24 年 11 月	青色申告者	25 人	青色申告説明会の後、年金制度について説明
合 計		75 人	—

(注) 合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

9 啓発普及活動(パンフレット配布や広告掲載など資料等によるPRのみの活動)の実施計画

時 期	対象者	対象者数	具 体 的 内 容
平成 24 年 10 月	認定農業者等	120 人	農業者交流研究会でのパンフレットの配布
平成 25 年 2 月	管内全農家	2,000 人	農委広報へのPR記事掲載
合 計		2,120 人	—

(注) 合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

10 その他の活動計画

- ・窓口での加入相談
- ・国民年金窓口でのPR(農業者年金のチラシ設置)
- ・

(注) 具体的な内容や対応する人数・件数などを記載して下さい。